

CCUS事業における 二酸化炭素の法的性質について

資源エネルギー庁

資源・燃料部

石油・天然ガス課

二酸化炭素の現状と方向性について

- 二酸化炭素は、一般的な産業ガスであり、二酸化炭素の性状に着目した特別の規制措置は行われていない。
- 二酸化炭素の具体的な利用としては、①工業、②食品や農業、③医療などに用いられており、年間の国内使用量は150万トン程度であり有価で取引されている。近年、供給元である石油精製量が減少する影響を受けており、安定供給に不安の声があり、過去には輸入した例もある。
- 今後の利用としては、CCU／カーボンリサイクルが一つの候補であり、合成燃料やメタネーションなどから見ると、二酸化炭素は重要なエネルギーや資源の中核原料となり、安定供給のための仕組みが必要との認識が提示されている。
- 国際エネルギー機関（IEA）によれば、①二酸化炭素を危険物や廃棄物として扱うことによりCCS上の流通に阻害が起こらないように整理すること、②二酸化炭素の所有者を明確化する必要があること、の二点が示されている。
- このため、CCS事業で管理される二酸化炭素を単なる廃棄物として扱うのは適切ではないのではないか。

CCUSにおける二酸化炭素の取り扱いの方向性について①

- CCUSにおける二酸化炭素の取り扱いについては、次の点に留意する必要があるのではないかと。
- ①CCSにより、二酸化炭素を適切に管理できれば、排出者の総排出量から切り出せすことができる環境価値があること。
- ②同様に、クレジット制度の対象になれば、金銭的な価値が得られること。
- ③①～②の観点からも、排出量の責任関係が明確になること。
- ④二酸化炭素の現在や将来の利用にあたって、安定供給が必要であり、市場の取引に留意しつつ、自家利用や売却ができる仕組みとすること。
- 上記の①～④の観点を踏まえれば、CCUSにおいては、「排出者」に二酸化炭素の所有権が残るとすることが適切ではないかと。
- また、産業界が求めている、「貯留事業のモニタリングの一定期間経過後の責任が国に移管すること」については、「二酸化炭素の所有権が国に移る」ことの反射的効果と考えるのが適切ではないかと。
- 国は、資源エネルギーの安定供給の観点から二酸化炭素を戦略的に備蓄し、緊急時に放出できるようにしてはどうか。

CCUSにおける二酸化炭素の取り扱いの方向性について②

- 以下のような運用を想定しつつ、詳細の検討を行ってはどうか。

- ✓ 二酸化炭素の排出者に所有権を観念する。
分離回収、輸送、貯留のそれぞれのタイミングで漏洩があった場合には、現排出者の当該量の控除はできないものとする。
- ✓ 二酸化炭素の排出者は二酸化炭素の自家利用、他社への売却が可能とし、安定供給に支障が出ないように確保する。
ただし、いったん貯留した二酸化炭素を貯留場から取り出すのではなく、当該年度に貯留される他者の二酸化炭素の受け取りができることを優先し、圧入後の二酸化炭素の取り出しは最終手段として位置づける。
- ✓ 二酸化炭素の自家利用、他者への売却が可能な量は、①二酸化炭素が地下の地層に固定化され、排出者の所有権が失われたもの、②二酸化炭素が貯留場から物理的に取得できない量を除く。
- ✓ 二酸化炭素の所有権が国に移管された後には、国が緊急時の放出を行う。

二酸化炭素の所有権を国へ移管することの効果として、モニタリング責任を国に移管するものと捉える。

なお、貯留事業において、二酸化炭素が原因で第三者賠償責任が発生する場合には、貯留事業者といったん責任を集中する。